

令和 4 年度

弘前市庁舎敷地地質調査設計業務

特 別 仕 様 書

東北農政局

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

弘前市庁舎敷地地質調査設計業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「地質・土質調査業務共通仕様書」（以下「調査共通仕様書」という。）「設計業務共通仕様書」（以下「設計共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、弘前市庁舎の残存基礎杭の撤去工事の実施に利用するため、庁舎敷地内の地質調査及び実施設計を行うものである。

(場所)

第1-3条

この業務において対象とする施設の場所は、青森県弘前市大字高田1丁目10-10で別添位置図に示すとおりである。

(土地の立ち入り等)

第1-4条

本業務の施行に当たり、作業車両の通行及び土地立ち入りにより、通行人と交通事故等を起こさないよう十分留意するものとする。又、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条

1. 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合には、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「設計共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において設計共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2. 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 東北農政局において令和3・4年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 設計共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係

②人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3. 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- ①照査技術者同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ②照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4. 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5. 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果、照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6. 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7. 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

設計共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8. 瑕疵担保

成果物に瑕疵があるときは、業務請負契約書第40条瑕疵担保のとおり、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(一般事項)

第1-6条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められた時は、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条

- (1) 管理技術者は、設計共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 建設
	農業	農業土木
	建設	土質及び基礎 河川・砂防及び海岸・海洋
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木 土質及び基礎 河川・砂防及び海岸・海洋	

(2) 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して、現場に常駐するとともに作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(照査技術者)

第1－8条

(1) 照査技術者は、設計共通仕様書第1－7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 建設
	農業	農業土木
	建設	土質及び基礎 河川・砂防及び海岸・海洋
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木 土質及び基礎 河川・砂防及び海岸・海洋	

(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、設計共通仕様書第1－7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1－9条

(1) 担当技術者は、設計共通仕様書第1－8条によるものとする。

(2) 担当技術者は、地質・土質調査業務及び地中探査と合わせて行う場合にあっては、地質・土質調査部門の担当技術者を含むものとする。

(配置技術者の確認)

第1－10条

設計共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を

変更する際も同様とする。

2. 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険加入)

第1-11条

受注者は、設計共通仕様書1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(設計条件)

第2-1条

設計作業における設計条件は、次のとおりである。

(1) 設計基本条件

庁舎基礎杭

数量 N = 3本 (残存杭長 1.1~2.0m)

構造 コンクリート杭 (PHC杭)

寸法 $\phi 300\text{mm}$ 、 $t = 60\text{mm}$

埋設深 地表面からコンクリート杭先端まで約7.1m

(適用する図書)

第2-2条

設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準」及び次に示す図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名称	発行所	制定 (改定)年月
1	建築物解体工事共通仕様書	国土交通省大臣官房官庁 営繕部監修	平成31年度
2	公共建築工事標準仕様書	国土交通省大臣官房官庁 営繕部監修	令和3年度
3	公共建築工事積算基準	国土交通省制定	平成28年度
4	公共建築工事共通費積算基準	〃	平成28年度
5	公共建築数量積算基準	〃	平成29年度
6	公共建築工事標準単価積算基準	〃	令和2年度
7	公共建築工事積算基準等資料	〃	令和2年度
8	公共建築工事内訳書標準書式	〃	令和3年度
9	公共建築工事積算研究会参考歩掛	国土交通省大臣官房官庁 営繕部監修	令和2年度
10	建築工事のための仮設計画標準	〃	平成15年度

(参考図書)

第2-3条

設計作業の参考にする図書は、設計共通仕様書第2-1条によるものとする。

(貸与資料)

第2-4条

貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸 与 資 料	数量	備 考
その他	弘前第1合同庁舎(20)建築改修外1件工事書類 (DVD-R)	1式	令和2年

(参考資料及び貸与資料の取扱い)

第2-5条

第2-4条に示す貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 調査及び設計作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、設計作業項目及び数量は設計作業項目表のとおりであり、詳細は別紙-1設計作業項目内訳表に○印で示すものとする。

(1) 地質調査

- ① 土質ボーリング調査 礫混じり土砂 $\phi 66\text{mm}$ L=10m 1箇所
- ② サンプルング シンオール 礫混じり土砂 1本
- ③ 標準貫入試験 礫混じり土砂 10回
- ④ 現場透水試験 ケーシング法 GL-10m以内 1回
- ⑤ 土の粒度試験 沈降法(ふるい分け含む) 1試料
- ⑥ 土の密度試験 JIS A 1202 1試料
- ⑦ 資料整理取りまとめ(一般調査業務) 1業務
- ⑧ 断面図等の作成(一般調査業務) 1業務
- ⑨ 資料整理取りまとめ(解析等調査業務) 1業務
- ⑩ 断面図等の作成(解析等調査業務) 1業務
- ⑪ 平坦地足場 0.3m以下 1箇所
- ⑫ 準備及び跡片付け 1業務
- ⑬ 調査孔閉塞 1箇所
- ⑭ 給水(ポンプ運転) 1箇所

(2) ボーリング調査地点は、弘前市庁舎敷地内西側で詳細位置は監督職員が指示する。

(3) 設計作業項目表

作業項目	数量	備考
1. 現地調査	1 式	
2. 資料の検討	1 式	
3. 設計計画	1 式	
3-1 法令上の諸条件検討	1 式	
3-2 工法の検討	1 式	
3-3 仮排水計画設計	1 式	
4. 構造計算及び構造図作成	1 式	
5. 計画平面図作成	1 式	
6. 数量計算	1 式	
7. 施工計画	1 式	
8. 総合検討	1 式	
9. 照査	1 式	
10. 点検取りまとめ	1 式	

(設計作業等の留意点)

第3-2条

1. 地質調査作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

(1) ボーリング調査

ボーリング調査の調査方法は、共通仕様書第3-3条に基づくものとする。

(2) 現場透水試験

現場透水試験は、調査ボーリング孔のうち調査数量表に示す調査孔において実施するものとする。試験方法は、共通仕様書第4-9条に基づくものとする。

なお、詳細については、別途監督職員と打合せのうえ決定するものとする。

(3) 標準貫入試験

標準貫入試験は、各ボーリング孔において地表1m地点より1m毎に実施するものとする。

なお、試験方法は、共通仕様書第5-3条に基づくものとする。

(4) 土質試験

採取した試料の土質試験は、特に定めがない限り共通仕様書第11-1条によるものとする。

2. 設計作業等の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

(1) 施工計画（仮設工事計画含む）に当たっては、制約条件、施工性及び経済性について考慮しなければならない。

(2) 工事の完成は、令和5年2月末を計画しているため、工程計画及び工事計画（班編制）の検討について考慮しなければならない。

なお、業務の作業工程計画立案において、作業項目の優先順に十分配慮して計画するものとする。

(3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。

- (4) 第2－4条及び設計共通仕様書に示す参考図書、受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (5) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3－3条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1 から4 によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト) 」

(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載する基準を用いた信性憑確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

(1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

(1) 受注者は、1 の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4 写真の納品

受注者は、3 に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含ま

れる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

設計共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

回数	時期	打合せ場所
初回	調査・設計作業着手の段階	東北農政局総務部会計課 (仙台市青葉区本町3-3-1)
第2回	基本条件整理段階	同上
第3回	計画・設計段階	同上
最終回	報告書原稿作成段階	同上

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、設計共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を設計共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部
2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

成果物の提出の際には、電子納品チェック（農林水産省農業農村整備事業版）によるチェックを行い、「要領」に準拠した後、ウィルス対策を行ったうえで提出すること。

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

仙台市青葉区本町3-3-1
東北農政局総務部会計課

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-1条に示す「設計条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- (7) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

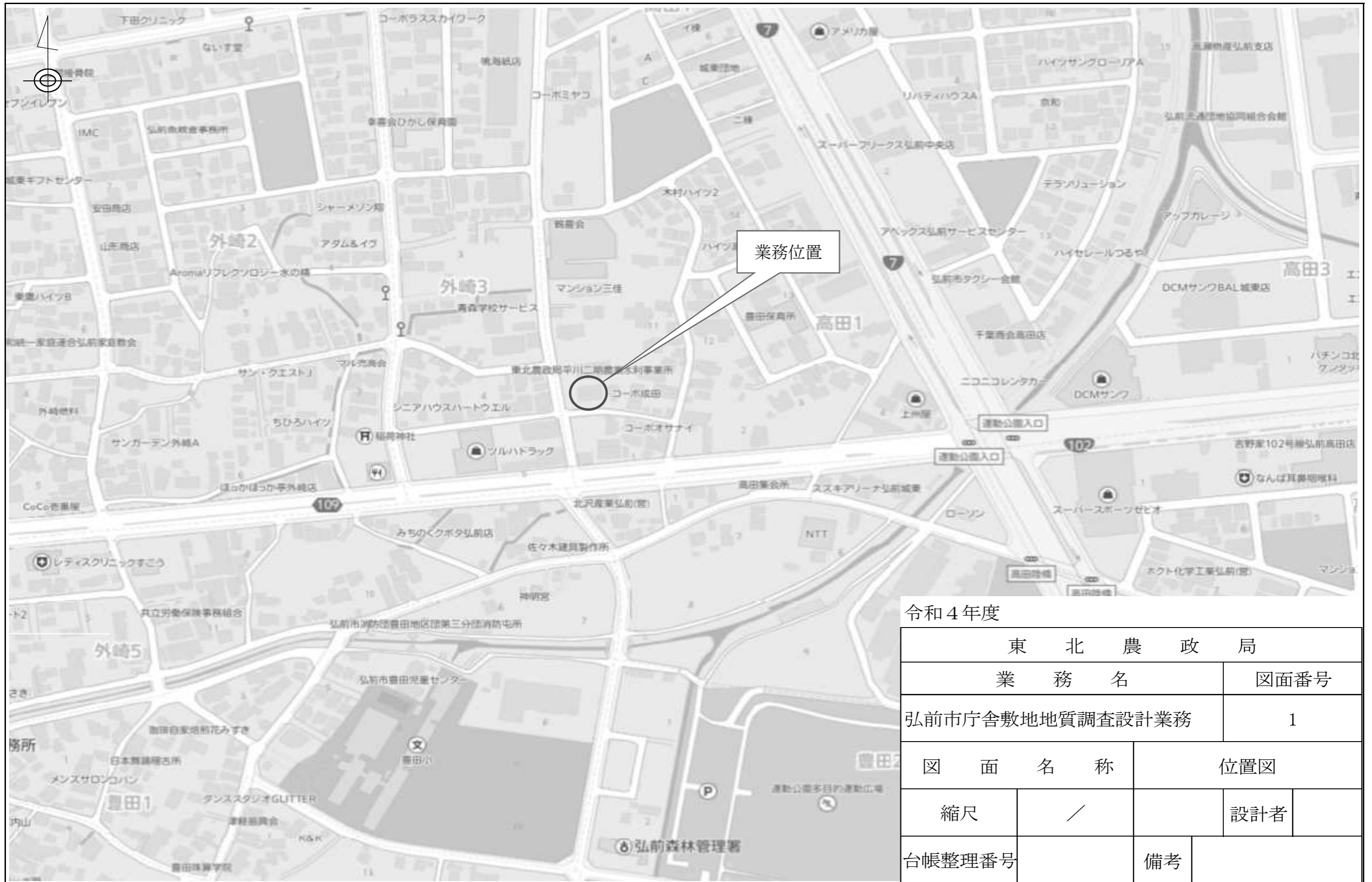
第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする

別紙－ 1

設計作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業量	作業対象
1. 現地調査	実施設計に必要な調査を行う	1 式	○
2. 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	1 式	○
3. 設計計画			
3-1. 法令上の諸条件の検討	施工上必要な法令等の諸条件を確認し、対策を検討する。	1 式	○
3-2. 工法の検討	各種実測資料に基づき、残存コンクリート杭の撤去について工法の比較検討を行い決定する。	1 式	○
3-3. 仮設排水計画設計	残存コンクリート杭撤去時の排水計画として地下水対策について検討し工法を決定する。	1 式	○
4. 構造計算及び構造図作成	残存コンクリート杭の撤去に伴う仮設工（矢板、土留工等）の構造・安定計算を行い、図面を作成する。	1 式	○
5. 平面図等の作成	既存図面を編集し、平面図、横断図及び土工図を作成する	1 式	○
6. 数量計算	残存コンクリート杭の撤去に必要な土工、敷地の復旧、仮設工の材料・機械等の積算に必要な全ての詳細数量を計算する。	1 式	○
7. 施工計画	施工基本方針の検討、残存コンクリート杭の撤去計画、敷地の復旧計画、工事用道路計画、仮排水計画（濁水処理計画含む）、土工・仮土留計画、騒音・振動対策計画（足場・防音シート等）、全体工程計画、及び仮設計画図の作成をする。	1 式	○
8. 総合検討	上記の各作業について総合的に検討する。	1 式	○
9. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	○
10 点検取りまとめ	構造計算、図面、数量計算の点検とりまとめ及び報告書作成を行う。	1 式	○



令和4年度

東北農政局			
業務名		図面番号	
弘前市庁舎敷地地質調査設計業務		1	
図面名称		位置図	
縮尺	/	設計者	
台帳整理番号		備考	